1－4　照明設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　照明設備の点検、清掃等により、採用した照明設備の照明効率を維持すること。

⑵　照明設備の作動状況の点検等により、採用した照明設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。

⑷　照明設備の配置、照度、室等の形状、内装仕上げ等の維持保全をすること。

1－5　給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　配管の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した配管設備の維持保全をすること。

⑵　熱源機器、ポンプ等の作動状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

1－6　昇降機に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　昇降機の作動状況の点検等により、採用した昇降機の制御方法の維持保全をすること。

⑵　駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を維持すること。

1－7　エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、エネルギー利用効率化設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

⑴　エネルギー利用効率化設備の点検、清掃等により、採用したエネルギー利用効率化設備の効率を維持すること。

⑵　エネルギー利用効率化設備の作動状況の点検等により、採用したエネルギー利用効率化設備の制御方法の維持保全をすること。

⑶　保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、住宅及び複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）に係る規定並びに附則6の規定については、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例によることができる。

一　非住宅建築物及び複合建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。）　平成二十六年三月三十一日

二　住宅及び複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）　平成二十七年三月三十一日

3　建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に対するこの告示の適用については、前二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（廃止）

4　建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十一年建通商産業省告示第一号）は、平成二十五年四月一日から廃止する。

5　住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年国経済産業省土交通業省告示第三号）は、平成二十五年十月一日から廃止する。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準を定める件の一部改正）

6　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準を定める件（平成二十一年国経済産業省土交通業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

2―1中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。）」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。）」に改める。

別表第1

	㈠	㈡	㈢	㈣
⑴	事務所等	300	—	V＝20A_P／N
⑵	ホテル等	420（寒冷地域にあっては470）	客室部	V＝3.9A_P
			非客室部	V＝20A_P／N
⑶	病院等	340（寒冷地域にあっては370）	病室部	V＝4.0A_P
			非病室部	V＝6.0A_P
⑷	物品販売業を営む店舗等	380	—	V＝20A_P／N
⑸	学校等	320	教室部	V＝10A_P
			非教室部	V＝20A_P／N
⑹	飲食店等	550	客席部	V＝10A_P
			非客席部	V＝20A_P／N
⑺	集会所等	550	集会室部	V＝10A_P
			非集会室部	V＝20A_P／N
⑻	工場等	—	—	—

1　「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

2　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

3　「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

4　「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

5　「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。